

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の実施件数について

対象期間：2024年1月から12月

区分	手術の種類	実施件数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	104
	イ 黄斑下手術等	459
	ウ 鼓室形成手術等	107
	工 肺悪性腫瘍手術等	200
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	433
区分2	ア 鞣帯断裂形成手術等	82
	イ 水頭症手術等	77
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	14
	工 尿道形成手術等	5
	オ 角膜移植術	3
	力 肝切除術等	92
	ヰ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	55
区分3	ア 上顎骨形成術等	27
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	51
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1
	工 母指化手術等	14
	オ 内反足手術等	2
	力 食道切除再建術等	8
	ヰ 同種死体腎移植術等	15
区分4	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術等	683
その他	ア 人工関節置換術	133
	イ 乳児外科施設基準対象手術	2
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	122
	工 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	557
	オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術 経皮的冠動脈形成術 (1) 急性心筋梗塞に対するもの 9件 (1) 急性心筋梗塞に対するもの 55件 (2) 不安定狭心症に対するもの 12件 (2) 不安定狭心症に対するもの 42件 (3) その他のもの 30件 (3) その他のもの 140件	291